平成２１年（フ）第４０１号
徳島県吉野川市鴨島町喜来383番地８
債務者　長谷川秀夫
１　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５号
徳島県鳴門市撫養町南浜字蛭子前東35番地２、旧住所徳島県鳴門市大津町矢倉字参の越22番地34
債務者　原　　英視
１　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６号
徳島県鳴門市撫養町南浜字蛭子前東35番地２、旧住所徳島県鳴門市大津町矢倉字参の越22番地34
債務者　原　　紀子
１　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５号
徳島市不動本町１丁目12番地の２
債務者　中山　秀夫
１　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八山開拓143番地
債務者　前田　宗昭
１　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３号
徳島県阿波市土成町浦池1206番地の１の２、住民票上の住所大阪府藤井寺市陵南町５番14号
債務者　稲井　芳博
１　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７０号
徳島県阿波市土成町土成字実安204番地１
債務者　村雲妃可利
１　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７３号
徳島県板野郡藍住町笠木字中野137番地１―105号、旧住所香川県丸亀市田村町1500番地１　サーパス城南102号
債務者　矢野　　淳
１　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７８号
徳島市国府町早淵38―３―201号、住民票上の住所徳島市国府町中243番地の７
債務者　森　　博文
１　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７９号
徳島市国府町早淵38―３―201号、住民票上の住所徳島市国府町中243番地の７
債務者　森　　米子
１　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８１号
徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂29番地１
債務者　前田　　晃
１　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８３号
徳島県板野郡北島町中村字本須64番地
債務者　和田　耕一
１　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９３号
徳島県鳴門市撫養町立岩字元地246番地
債務者　池田　孝行
１　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２号
高知県四万十市不破１番地12　ＭＺ不破１号棟
債務者　瀧本めぐみ
１　決定年月日時　平成22年３月24日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第９７号
千葉県野田市中戸63番地45
債務者　須藤あゆみ
１　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１３０号
千葉県柏市大津ケ丘３丁目17番地１棟402号
債務者　熱海　浩一
１　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１３９号
千葉県柏市増尾台２丁目11番26号
債務者　加藤善香こと　文　　善香
１　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部